

車体広告の特例許可に係るガイドライン

1 趣 旨

公共交通機関である路線バスや電車は、継続的に道路等の公共空間を走行し、広く市民の目にふれることから、車体広告の表示にあたっては、各交通事業者、広告主及び車体広告の製作に関わる者は、道路交通の安全性への配慮、公共交通機関の性格に照らした情報内容への配慮及びバス会社の識別性への配慮と併せて、広島市の良好な景観の形成に配慮することが求められる。

そのため、このガイドラインにより、公共交通機関の車体広告に係る特例許可を受けようとする広告主等に対してデザインの向上を図るための一定の指針を示すとともに、広島市屋外広告物審議会車体AD専門部会のデザイン協議に際しての指針とするものである。

なお、このガイドラインは、今後、特例許可の実例を積み重ねながら、その評価等を踏まえて適宜見直しを行い、充実を図っていくものとする。

2 車体広告の特例許可に係る台数の上限

車体広告の特例許可は、各交通事業者における走行台数の10%（広島電鉄株式会社にあつては、路線バスの走行台数の10%及び電車の走行編成数の10%）までとする。

3 道路交通の安全性への配慮

（1）周囲の車両の運転者の誤認を招くような広告としないこと。

- （例示） ○光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの等
○後部の色がテールランプの色や配置と紛らわしいもの等
○信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの等

（2）周囲の車両の運転者の注意力が散漫となる広告としないこと。

- （例示） ○デザイン構成がストーリー性のある数コマ漫画や映像表示となっているもの等
○縦書きや一定時間読ませることを目的とした文章等

（3）車両の安全の低下を招くような広告としないこと。

- （例示） ○車体の窓又はドア等のガラス部分に表示するもの等
○車体の排気口やスピーカー口をふさぐもの等

4 公共交通機関の性格に照らした情報内容への配慮

（1）人を人種、信条、性別、身体的特徴等により差別する等、人権侵害又は名誉毀損にあたる広告としないこと。

（2）暴力、わいせつ性を連想させる等青少年の健全育成に反する広告としないこと。

（3）酒、その他飲用等に注意を要するものについては、その旨を明示すること。

5 バス会社の識別性への配慮

- (1) バスの車体前面に広告表示をしないこと。
- (2) 他社の路線バスと混同させるようなデザインとしないこと。
- (3) バス会社名等を識別しやすいように、十分配慮すること。

(例示) ○バス会社名は、乗車口付近のガラス窓の上部及び車体後面のガラス窓の左下部分に高さ 300 mm×幅 585 mmのシール(白枠に広電バスは緑色、広島バスは赤色の地色等)に文字を白抜きで挿入又はそれと同等以上の効果のある表示をする。

- (4) 視覚障害者への配慮として、バス停に人がいれば必ず停車し、乗車口で行き先の音声案内を行うこと。

6 広島市の良好な景観の形成への配慮

《基本的な考え方》

- (1) 公共交通機関の車体広告は、街に賑わいと活気を与える表現媒体の一つとして、市民に親しまれ、街並み景観をより引き立たせることが求められる。そのため、広告主等は、自らが広島市の良好な景観の形成の一端を担う主体者であることを認識し、車体広告を、広島ならではの質の高いデザインのものとするよう努めるものとする。
- (2) 車体広告のデザインは、基本的に以下のデザイン基準に適合し、広島市屋外広告物審議会車体AD専門部会においてデザイン協議を行い、認められたものとする。
ただし、デザインの自由度や斬新な発想等を考慮し、柔軟な運用を図るものとする。

《デザイン基準》

総 論

- (1) 車体への直塗装によらずラッピング技術等、容易に復元できるものとする。
- (2) デザインされたイメージで表現することを基本とし、文字を手段とする情報は最小限にとどめること。
- (3) 広告面だけでなく車体全体のデザインに配慮し、バスの場合は、できる限り車体前面と広告デザインとの調和を図るように努めること。

レイアウト等についての指針

- (1) 車体の形状及び立体性を考慮したレイアウトとすること。
(例示) ○デザインが切り取られることによって不自然なものにならないようする等
- (2) 情報過多としないこと。
(例示) ○スポンサー名、商品名等を多数連記する等

(3) 統一感のあるレイアウトとすること。

(例示) ○写真とイラストなど異なるデザイン要素の混在、異種類の書体の混在をできるだけ避ける等

○デザイン上の「メイン」と「サブ」の関係を明確にし、表示内容の適切な大きさと適度な余白を取るなど、まとまりのあるレイアウトに留意する等

色彩についての指針

(1) けばけばしい印象を与える色使いは避けること。

(例示) ○地色に高彩度色を使用する場合は、面積を抑える工夫をする等

○地色に高彩度色が隣接する場合には、セパレーション効果やグラデーション効果により、緩和と調和に配慮する等

(2) バスの車体前面の地色との調和に配慮すること。

(3) 圧迫感や威圧感を与えない色調とすること。

(例示) ○地色に明度の低い色を使用する場合は、車体の大きさに鑑み、与える印象を十分考慮する等

(4) 全体が雑然とした印象になることを避けること。

(例示) ○地色の色数は減らす等